

nittan2017 年度プロモーション事業企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名 nittan2017 年度プロモーション事業企画運営業務
2. 委託期間 契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで
3. 実施主体 北海道新幹線×nittan 地域戦略会議
4. 業務の目的
イベント出展や情報発信媒体の活用によるプロモーション企画のほか、地域内の連携促進に資する企画等の実施により、胆振・日高（nittan）地域の食や文化、景観などの多様な観光資源を発信し、nittan 地域外在住者からの nittan 地域に対する認知度向上を図ること。
また、nittan 地域内在住者に向けては、本事業を通して nittan 地域への愛着を醸成するとともに、地域間交流の促進につなげることを目的とする。
5. 委託料 8,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6. 業務概要及び委託業務の内容

以下の 3 業務について提案を求めるものとする。

(1) イベント出展・開催によるプロモーション事業の企画運営業務

ア 業務の目的

既存イベントへの出展や新たなイベントの開催により、nittan 地域の魅力（食・温泉・景観・ジオパーク等）を発信しながら、認知度向上を図ること。

イ 業務の内容

業務の内容については、別紙「提案仕様書①」を参照のこと。なお、業務内容の詳細については、今後打ち合わせの中で確定するものとする。契約後の変更については、その都度協議するものとする。

(2) nittan Dictionary や nittan web を活用した新たな事業の企画運営業務

ア 業務の目的

平成 28 年度に北海道新幹線×nittan 地域戦略会議が製作した『nittan Dictionary』を活用したキャンペーンやコンテスト等の新たな企画を通して、来訪者目線での nittan 地域に関する観光情報等（※）を収集すること。

また、収集した情報をもとに『nittan web』の内容の充実化を図り、nittan 地域への周遊の動機づけとなるようなウェブサイトづくりを行うこと。

（※）訪問レビュー、おすすめルート、魅力的だと感じたスポット等の画像・動画コンテンツ等

イ 業務の内容

業務の内容については、別紙「提案仕様書②」を参照のこと。なお、業務内容の詳細については、今後打ち合わせの中で確定するものとする。契約後の変更については、その都度協議するものとする。

(3) nittan 地域の連携機運向上に資する事業の企画運営業務

ア 業務の目的

(1)、(2) の業務内容を踏まえ、より独創的かつ話題性のある企画の実施により、nittan 地域の認知度向上及び地域間連携促進を実現すること。

イ 業務の内容

業務の内容については、別紙「提案仕様書③」を参照するものとする。なお、業務内容の詳細については、今後打ち合わせの中で確定するものとする。契約後の変更については、その都度協議するものとする。

7. 選定スケジュール

| 内容 | 時期 |
|-------------------|-----------------------------------|
| プロポーザル公示 | 平成 29 年 5 月 8 日 (月) |
| 質問書受付期間 | 平成 29 年 5 月 8 日 (月) ~5 月 12 日 (金) |
| 質問への回答 | 平成 29 年 5 月 15 日 (月) |
| 参加意向表明書受付 | 平成 29 年 5 月 8 日 (月) ~5 月 16 日 (火) |
| 参加申込書 (提案書) の受付期間 | 平成 29 年 5 月 8 日 (月) ~5 月 23 日 (火) |
| 書類確認期間 | 平成 29 年 5 月 24 日 (水) |
| ヒアリング期間 | 平成 29 年 5 月 25 日 (木)、26 日 (金) |
| 審査結果の通知 | 平成 29 年 5 月 29 日 (月) |

8. 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、国及び地方自治体から指名停止措置を受けたものでないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。
- (4) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下同じ。)) 又は暴力団関係事業者 (暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。) に該当しない者であること。
- (5) 複数の企業で構成する共同体での参加は妨げない。共同体で参加する場合は、全ての構成員が上記各号の要件を満たすものであること。
- (6) 過去に同種の業務を受託した実績を有すること。

9. 参加意向表明

(1) 提出方法

参加を希望する者は、所定の意向表明書 (様式 1) を提出すること。

(2) 受付期間

平成 29 年 5 月 8 日 (月) から平成 29 年 5 月 16 日 (火) まで

(※持参の場合の受付は、土・日・祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)

(3) 提出方法
郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は、平成 29 年 5 月 16 日（火）必着とする。

(4) 提出先
〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市総合政策部政策推進課

10. 質問及び回答

(1) 質問方法
本業務に係る質問がある場合は、質問表（任意書式）に質問要旨を簡潔に記載し、電子メールで送信すること。

(2) 受付期間
平成 29 年 5 月 8 日（月）から平成 29 年 5 月 12 日（金）午後 5 時 15 分まで

(3) 電子メール送信先
苫小牧市総合政策部政策推進課 (seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp)

(4) 回答方法
質問要旨及び回答をまとめ、平成 29 年 5 月 15 日（月）までに電子メールで送信する。

11. 参加申込書等の提出方法

(1) 提出書類
参加を希望する者は、次のア～オの書類を提出すること。

（アは押印のうえ 1 部、イ～オは 8 部を提出。）

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）
- エ 業務実施体制表（任意様式）
- オ 類似業務実績表（任意様式）

(2) 提出期間
平成 29 年 5 月 8 日（月）から平成 29 年 5 月 23 日（火）まで
（※持参の場合の受付は、土・日・祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

(3) 提出方法
郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は、平成 29 年 5 月 23 日（火）必着とする。

(4) 提出先
〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市総合政策部政策推進課

12. 企画提案の辞退

参加申込書等の提出後において、本業務に係る企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 3）を郵送又は持参により、押印のうえ 1 部提出すること。

（※ 提出先は「10. 参加申込書等の提出方法」の（4）に同じ。）

13. 審査方法

北海道新幹線×nittan 地域戦略会議の幹事等で組織する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。

(1) 審査基準

別添「nittan2017 プロモーション事業企画運営業務企画提案評価基準表」のとおり

(2) 書類確認

ア 確認方法

提出書類の内容確認を行う。

イ 確認期間

平成 29 年 5 月 24 日（水）

(3) ヒアリング

ア 実施方法

ヒアリングにより、企画提案内容、取組意欲及び履行能力等を評価する。なお、ヒアリングには可能な限り、主として本業務に従事することを予定する者（3 名以内）が出席すること。

イ 実施期間（予定）

平成 29 年 5 月 25 日（木）、26 日（金）

※ヒアリングの日時等詳細については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

全参加事業者に対して、審査結果通知書（様式 4）の送付及び電子メールで通知する。

イ 通知日（予定）

平成 29 年 5 月 29 日（月）

(5) 契約の締結

契約交渉順位が第 1 位に選定された事業者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第 1 位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。なお、参加事業者が 1 社のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行う。

14. その他

(1) 本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと事務局が認めた場合

(3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

15. 問合せ・連絡先

苫小牧市総合政策部政策推進課（担当：吉田・松下）

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：0144-32-6039 F A X：0144-34-7110

メール：seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp